

## ⑪ 悪質商法にご注意ください

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内)

相談専用電話：0296-77-1313

高齢者の消費生活相談は、依然として消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。消費生活センターでは、9月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

少しでも「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	「裁判になっている」「料金の未納がある」等のはがきが届いた、パソコン・スマホに請求画面が表示されている など	身に覚えのない請求には応じず、無視してください。
電話勧誘	電話料金が安くなる等のしつこい勧誘	「今日だけ」「今だけ」「あなただけ」と言われても、不要なものはきっぱりと断りましょう。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販など健康食品・ダイエット食品のお試しのつもりが定期購入になっていた。	通信販売には「クーリングオフ制度」はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売	「無料診断」「無料点検」等の誘い文句に注意	契約しても、8日間以内であればクーリングオフができます。

～ご家族・ご近所の気づきが被害救済につながります～

高齢者は、悪質商法の被害にあってもだまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しないというケースが多くあります。そこで大切なのが地域ぐるみの見守りです。変わった様子がないか日頃から気にかけて、積極的に声掛けをお願いします。

相談受付時間 月～土曜 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン 188(イヤヤ) ※お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で消費者トラブル等について学ぶメニューを用意しています。年間を通して申し込みできますので、地域の仲間やサロン等でご利用ください。問い合わせや申し込みは、総務課(内線133)まで。

## ⑫ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

問・申 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

日時	内容	
10月18日(水)	法律相談	元大学教授 <small>やまぐち やすお</small> 山口 康夫さん
11月10日(金)		
10月23日(月)	登記等に関する相談	司法書士 <small>にしまぎ まさこ</small> 西間木 雅子さん
11月21日(火)		司法書士 <small>いりえ ひろゆき</small> 入江 浩幸さん

場所 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内：笠間市友部駅前1-10)

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。相談のみで案件を依頼することはできません。

・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

定員 各日4名(先着順)

対象 市内在住の方

申込方法 電話でお申し込みください。